

2020年1月吉日

お客さま各位

永和信用金庫

特殊詐欺被害防止を目的としたキャッシュカードの
ご利用限度額の引き下げについて

当金庫は、キャッシュカードの偽造・盗難・振り込め詐欺など特殊詐欺防止の取り組みとして、2020年3月23日（月）より一部のお客さまを対象にキャッシュカードのご利用限度額の引き下げを実施いたします。
対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みとして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施開始日

2020年3月23日（月）

2. 対象となるお客さま

2019年11月25日現在で、過去5年間当庫の普通預金をご利用いただき、一日のご出金・お振込み合計のご利用限度額が50万円超のキャッシュカードを保有されているお客さま（法人取引のお客さまも含みます。）

* ICキャッシュカードをご利用いただいているお客さまは対象外です。

3. 制限内容

キャッシュカードによる 1日あたりのご利用限度額（お引き出し・お振込み等）を 50万円に制限させていただきます。

4. ご利用限度額を超えるお取引をご希望されるお客さまは、以下の必要書類等をご持参のうえ、実施開始日の1ヶ月前までに、お取引店へお手続きいただきますようお願いいたします。

- ① キャッシュカード
- ② ご印鑑（お取引印）
- ③ ご本人が確認できる公的書類1種類（運転免許免証や健康保険証等）

* 契約者ご本人さまによるお手続きをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記へお問合せください。

永和信用金庫 事務部 ☎ 06 - 6633 - 1186 （平日 9:00～17:00）

もしくは、お取引店へお問い合わせください。